

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社
意見項目	意見内容
はじめに	<p>この度は、「光の道」構想について、意見提出の機会を頂き、有難うございます。</p> <p>我が国においては、2000年初頭からのADSLの急速な拡大を端緒として、ブロードバンドの普及が進み、ADSLも含めたブロードバンド基盤(99%世帯カバー)および利活用としては、諸外国と比べても先取的な状況が実現出来ていますが、2010年5月18日に公表された『「光の道」構想実現に向けて－基本的方向性－』(以下、「光の道」基本方針)においては、NTT東西を中心とした光アクセスの敷設等超高速ブロードバンド基盤の90%世帯カバーまでは進んだものの、残り10%が未整備であること、また利用率の向上が期待通りには進まず30%に留まっていることが課題として挙げられています。</p> <p>当社では、今回の「光の道」構想の政策目的は、NTT東西のPSTNからIPネットワークへの置換自体にあるのではなく、世界最先端のIPネットワークによる超高速ブロードバンドの基盤整備を全国規模で進め、かつ利活用を向上させることにより、他産業への経済波及を含め我が国の成長戦略の基盤としていくものと理解しています。</p> <p>なお、この超高速ブロードバンド基盤とは、FTTHに代表される約5,000万世帯の固定ブロードバンドだけでなく、3.9世代のサービスロードマップが既に見えている1億以上を母数とした高速モバイルも視野に入れて推進を図ることが成長戦略をより有意義に導くものであると考えます。</p>
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	<p>「光の道」基本方針において、基盤整備は競争環境に沿うことを原則としつつ、一定の公的支援の実施も併せて行うことで、より推進させる枠組みが必要とされています。</p> <p>当社としては、民間主体による整備が進まず、やむを得ず政策として公的支援の導入を検討する場合には、以下の2点を留意することが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 競争中立性の確保 公的支援を受けた特定の事業者が競争上優位なポジションに立つことが無いような仕組み作りが必要。また、公的支援を受けた設備については、(公的支援分を考慮した)接続料金を設定しオープン化を図ること。 ➤ 経済合理性のある技術の選択

	<p>10%の未整備エリアについては、継続的な採算性の確保が見込まれないと考えられるため、より効率的な技術や現存する設備を可能な限り利活用すること。</p> <p>また、LTEに代表される高速モバイルは、その市場の大きさ、利用者の利便性や新たな需要も見込まれることから、成長戦略としての「光の道」構想の中では根幹の一つとしておくべきものであると考えますので、基盤整備のみならず後段の利活用の推進についても、戦略大綱や報告書の中で政策課題として取り上げて頂くことで、今後の成長戦略におけるダイナミズムの向上が見込めるものと考えます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>■競争による利用率の向上を目指すべき</p> <p>公的機関の先導的役割等による「需要の喚起」を政策として進めることに加えて、公平かつ公正な競争環境を整備することで市場を活性化させ、超高速ブロードバンドの利用率の向上を図るべきと考え、その理念として“新しい競争環境による「光の道」時代の創出”を念頭に置き検討を進めるべきであると考えます。</p> <p>なお、当社が考える「光の道」時代のビジネスモデルとしては、以下の通りとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 固定ブロードバンドの光アクセスには、光インフラ含む設備競争に加えて、サービス競争を推進し利用者ニーズや利用シーンに応じたリーズナブルな料金で、利用者がサービス選択可能となるように、ビジネスモデルの多様化を図る。 ➢ 高速モバイルにおいても、新興事業者が競争可能となるような環境をサポートするなど、市場活性化のための競争を促進し、従来の垂直統合型ビジネスモデルから水平分業型のビジネスモデルの構築を推進。 <p>なお、利活用の推進については、公平かつ公正な競争環境によって図られるべきであると考えますが、特に以下の4つの観点が重要となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①『光ファイバ接続料の低廉化』と『光アクセス上でのラインシェアリング』の実現 ②メタルから光へのマイグレーションに関する課題の整理 ③NTTグループに対する公正競争要件の再構築 ④高速モバイルブロードバンドの構築・利活用のための競争促進 <p>①『光ファイバ接続料の低廉化』と『光アクセス上でのラインシェアリング』の実現</p> <p>・光アクセスにおける利用率の向上を目指すための課題</p> <p>我が国におけるブロードバンドを急速に普及させたADSLで</p>

はサービス競争が進んだ一方で、現状、FTTHでは光インフラまでも含めた設備競争が主体であること、並びに利用者料金がメタル系サービスと比べても高水準になっていることなどに因って、FTTH契約数は2010年3月末で1,778万と増加したものの成長率は徐々に鈍化しており、利用率向上の限界が明らかになっているものと考えます。

また、光インフラまでも含めた設備競争主体の市場構造によって、NTT東西の独占化傾向(2010年3月末時点で75%まで上昇)や価格の硬直化などの課題も顕著になっていると考えます。設備競争においては先行者利益が強く働くため、今後、NTT東西や電力系地域事業者以外の参入は見込めないものと推測します。

更には、今後、光アクセスやドライカップといったアクセス部分の接続料の上昇の可能性もあるため利用者料金への影響が懸念され、利用率の向上を目指す上での障壁となる課題として挙げられます。

以上のことから、当社では利用率の向上に向けて、以下の2点を重点的な施策として取り組む必要があると考えます。

- 光アクセスにおけるサービス競争を推進
- 料金の低廉化によって、ADSL、ISDNや加入電話といったメタル、PSTNサービスの利用者の移行インセンティブを付与

この2点を推進する具体的な施策として、『光ファイバ接続料の低廉化』、『光アクセス上でのラインシェアリング』を実現し、利用率向上に向けたブレイクスルーを目指すべきと考えます。

・光ファイバ接続料の低廉化

現在のNTT東西の光アクセスのアンバンドルルールでは、光ファイバ1芯単位、もしくは8分岐単位毎での接続となっているため、收容効率が見込めない新規参入事業者では、料金競争力を保つことが出来ず(接続料金と利用者料金の実質的な逆ザヤが発生)、実態上の参入障壁となっています。

そのため、従来議論されてきたOSUの共用を行わない場合であっても、分岐端末回線単位(主端末部分含む)での接続料の設定を行うことにより、低廉化を実現すべきと考えます。

なお、その場合、実現すべき料金水準としては、メタル系サービスからの移行インセンティブを向上させることを踏まえ、ドライカップの接続料と同等の経済的条件を確保出来るよう、接続料の設定を行うことが必要と考えます。

・光アクセス上でのラインシェアリング

NTT東西のフレッツ光では、0ABJ-IP電話、インターネットアクセス、放送サービスについて、NTT東西のプラットフォーム上でのパッケージモデルとなっているため、個々のサービス単位での事業者の参入が事実上不可能な状況になっています。

短期間で急速に普及したADSL市場を例に挙げると、メタルのラインシェアリング実現と新規事業者の参入によるサービス競争の活発化がその要因であることは明らかであり、光アクセスにおいても同様に、光アクセス基本料を設定し、利用者がサービス毎の事業者選択を可能としてビジネスモデルの多様化を推進することが必要と考えます。なお、光アクセスを基本料金化した上で、同一光アクセス上で複数の事業者によるサービス提供を可能とし、利用者がニーズにあったサービスを選択出来る先取的な形態を実現すれば、サービス競争の進展は期待出来ると考えます。

ただし、光アクセス上でのラインシェアリングは、NTT東西のNGNの光アクセス上で実現することが、最も望まれる形態ですので、今回の「光の道」構想の検討を契機にして、あらためて、実現に向けた検討を行うべきと考えます。

②メタルから光へのマイグレーションに関する課題の整理

メタルから光へのマイグレーションについては、国民がメリットを享受出来るよう利用者目線にたったものであるべきと考えます。また、NTT東西のメタル/PSTN網の置換えツールであることにも十分に留意して、下記の通り各課題を整理しておく必要があります。

➤ 競争を推進出来る環境の確保

NTT東西が既に2010年3月末時点で、1,325万契約を獲得し、FTTHシェア75%の先行者利益を有している現状に加えて、DSL、ドライカップ電話やマイラインといったメタル/PSTN網上で構築されてきた競争環境と、FTTHにおける垂直統合モデルでは競争環境が全く異なっているため、競争推進が可能なマイグレーションを行わない場合には、NTT東西の加入電話、フレッツISDNやフレッツADSLの現利用者が、潜在的なNTT東西のフレッツ光ユーザとなり、競争事業者の参入機会は消失する結果となるため、先行者利益分のオープン化も含めてNTT東西の独占化を解消させるマイグレーションの枠組みが必要不可欠。

➤ マイグレーションコストの合理性

マイグレーションにあたっては、インフラ事業者(NTT東西等)、サービス提供事業者及び利用者全てにマイグレーションコストが発生するため、メタル撤去費用を含めたマイグレーション関連コストに関する経済合理性の検証が必要。加えて、これらマイグレーションコストの負担スキームについて検討する場合には、特定の事業者や利用者に偏りが生じない等、中立性の確保が不可欠。

➤ マイグレーション期間の妥当性

マイグレーションコストに加えて、2015年を目処とした短期間のマイグレーションを検討する場合には、利用者と接続事業者にとって妥当であるかの検証が必要。(例えば、地デジの場合は発案から10年以上かけて移行

する予定)

・NTTのマイグレーション計画

ICTタスクフォース殿から、2010年8月末を目途として、NTTに対して、マイグレーション計画の提出が要請されていますが、提出された計画については可能な限り公開し、国民的な議論として進めていくことが必要と考えます。

なお、マイグレーション計画を一般に公開することが困難な場合であっても、最も影響の大きいステークホルダである接続事業者に対しての公開は確保して頂けるよう要望します。

③NTTグループに対する公正競争要件の再構築

昨年来のNTT西の情報漏洩問題やNTTグループの事業会社を跨ぐ共同マーケティングの事例(ビリング一体化、営業連携、FMCサービスの展開、人事交流等)は競争セーフガード制度等でも競争事業者から毎年指摘されているところであり、NTTグループの市場支配力の問題は、1999年のNTT再編成以来においても競争環境における継続的な課題になっていると考えます。

したがって、従来のボトルネック設備に対する規制の他に、複数市場に跨るNTTの総合的なグループドミナンスにより着目し、また現在のNTTグループの組織や業務実態に対応する、累次の公正競争要件に関する整理と再構築を行うことが急務であり、総合的な市場支配力(SMP規制)と共に検討することが必要と考えます。具体的には、「禁止行為規制」、「特定関係事業者」、「活用業務制度」を対象とした制度の拡充を図るべきと考えます。

また、公正競争要件に関する整理に応じて、競争セーフガード制度や競争評価といった従来の取組みを活用した実効的な検証スキームの確保も併せて必要であると考えます。

④高速モバイルブロードバンドの構築・利活用のための競争促進

「光の道」構想においては、高速モバイルブロードバンドの構築や利活用を進めていくことも必要と考えます。

近年、当社含め、モバイル市場への積極的な新規参入が政策として図られているものの、当社のような新興事業者と既存大手3事業者との間においては、「周波数」、「端末調達」、「接続料」や「エリア」といった課題があり、公平な競争条件整備が確保されるまでには至っていないと考えます。今後は、新興事業者が競争可能な環境をサポートする観点も含めた競争促進策を検討すべきと考えます。

・ 周波数

今後、高速モバイルブロードバンドの拡大期に入り新たな市場創出が期待出来るものと考えますが、新興事業者である当社では、周波数帯域幅、電波伝搬特性に優れている帯

域や国際調和がとれた帯域を有していないなど、既存大手3事業者と比較して同等の競争環境にあるとは言えません。そのため、次期700MHz帯・900MHz帯の割当てにおいては、1GHz以下の周波数かつ国際調和の取れた帯域を有していない新興事業者へ優先的に割当てを行う等といった競争中立的な割当てポリシーを導入することが必要と考えます。

- ・ 端末調達

上述した競争中立的な周波数割当てポリシーに加えて、実効的なSIMロック解除のルール化が必要。

- ・ 接続料

第2種指定電気通信設備制度の見直しをおこない、接続約款の認可制、スタックテストのルール化や接続会計制度の導入が必要。

- ・ エリア

ローミング、低廉な料金での鉄塔貸し出しルールが必要

■光IP電話のユニバーサルサービス対象追加について

「光の道」基本方針において、光へのマイグレーションの加速を目的として、光IP電話を追加的にユニバーサルサービスの対象とすることについての方針が示されていますが、この見直しについては、FTTH市場におけるNTT東西の独占化が進んでいる状況、並びにユニバーサルサービス基金を利用してNTT東西の光アクセス敷設に利用される可能性があることから、競争中立性、公平性の観点からは、適切ではないと考えております。

新たなユニバーサルサービス制度の検討するにあたっては、制度の目的、基金の財源を何処に求めるかなど、ユニバーサルサービスの制度設計から検討することが必要と考えます。